農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案要綱

第一　目的

この法律は、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二　定義

一　「農業法人」とは、農事組合法人、合資会社、株式会社又は有限会社であって、農業を営むものをいうものとすること。

二　「農業法人投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいうものとすること。

（一）　農業法人の持分、株式等の取得及び保有

（二）　（一）によりその持分、株式等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業

（第二条関係）

第三　事業計画の承認

一　農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社は、当該農業法人投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができるものとすること。

二　事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

(一)　持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は株式の取得の際の評価の基準、持分又は株式の取得の限度、持分又は株式の保有期間及び持分又は株式の処分の方法等

(二)　第二の二の(二)に掲げる事業に係る手数料

三　農林水産大臣は、事業計画の承認の申請があった場合において、その事業計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとすること。

(一)　その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものであること。

(二)　その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の健全な成長発展に資するものであること。

(三)　その事業計画が当該農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

（第三条関係）

第四　農林漁業金融公庫法の特例

農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができるものとすること。

（第八条関係）

第五　農業協同組合法の特例

事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定の特例として、農事組合法人の組合員となることができるものとすること。

（第九条関係）

第六　農地法の特例

事業計画の承認を受けた会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものは、農地法第二条第七項第二号の規定の特例として、農業生産法人の構成員となることができるものとすること。

（第十条関係）

第七　その他

一　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
（附則第一条関係）

二　その他所要の規定の整備を行うこと。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案について

<<現行法制度>>

農林漁業金融公庫法
農林漁業金融公庫から投資育成会社への出資は不可

農業法人投資育成事業を営む会社（投資育成会社）

投資可能

農業法人
農事組合法人、合資会社
株式会社、有限会社

農業協同組合法
農事組合法人への投資は不可

農　地　法
農業生産法人への投資は不可

<< 今 回 の 特 別 措 置 法 >>

農林漁業金融公庫法の特例
農林漁業金融公庫から当該投資育成会社に対し農業法人投資育成事業に必要な資金の出資可

左のうち、
事業計画について農林水産大臣の承認を受けた投資育成会社
農業法人の自己資本の充実及び健全な発展を確保

左のうち、
総株主の議決権の過半数を
・地方公共団体
・農業協同組合
・農業協同組合連合会
・農林中央金庫
が有するもの

農業協同組合法の特例
農事組合法人への投資可

農 地 法 の 特 例
農業生産法人への投資可